

技能講習のご案内



南檜山地域通年雇用促進支援協議会では、季節労働者の方で、通年雇用化に向けて資格取得を必要としている方を対象に、次の技能講習を無料(講習料全額)で実施します。

受講対象者

江差町・上ノ国町・乙部町・厚沢部町・奥尻町に在住(住民登録している)する季節労働者(次のいずれかに該当する方)の方で当協議会が受講の承認をした方。

- ①雇用保険の被保険者種類が「短期雇用特例被保険者」として雇用されている方
- ②現在離職者で前職の雇用保険の被保険者種類が「短期雇用特例被保険者」の方
- ③現在離職者で離職直前の被保険者種類が一般の被保険者であり、失業給付の受給資格を充たしておらず、前々職の雇用保険の種類が「短期雇用特例被保険者」であった方 (②③離職年月日が平成25年4月1日以降の方)

対象技能講習(募集人数)

- ◇車両系建設機械(整地等)運転技能講習(機体質量3トン以上) (3人)
- ◇フォークリフト運転技能講習(最大荷重1トン以上) (3人)
- ◇玉掛け技能講習(1トン以上の玉掛け業務) (3人)
- ◇小型移動式クレーン運転技能講習(つり上げ荷重1~5トン未満) (3人)
- ◇ショベルローダー等運転技能講習(最大荷重1トン以上) (3人)



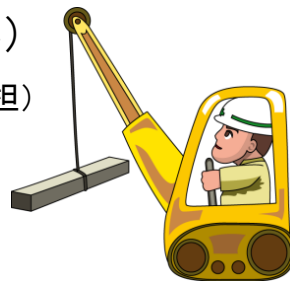
講習・教習日程と受講資格

| 科目 | コース | 日数 | 受講資格 | 日程 |
|--------------|------|------|--|------------------|
| 車両系建設機械(整地等) | 38時間 | 6日 | 全科目(免除なし) | H27. 2. 16~2. 21 |
| | 14時間 | 2日 | 大型特殊免許所持者 普通・中型・大型免許所持者で小型車両系3t未満の特別教育修了証を有し、3ヶ月以上の経験がある者(事業主証明が必要) 不整地運搬車運転技能講習修了者 | H27. 2. 20~2. 21 |
| フォークリフト | 35時間 | 6日 | 全科目(免除なし) | H27. 2. 9~2. 14 |
| | 31時間 | 5日 | 大型特殊免許(カテラ付限定)又は普通・中型・大型免許所持者 | H27. 2. 9~2. 13 |
| | 11時間 | 2日 | 大型特殊免許(限定なし)所持者 大型特殊免許(カテラ付限定)又は普通・中型・大型免許所持者で1t未満の特別教習修了証を有し、3ヶ月以上の経験がある者(事業主証明が必要) | H27. 2. 12~2. 13 |
| 玉掛け | 19時間 | 3日 | 全科目(免除なし) | H27. 2. 23~2. 25 |
| | 15時間 | 2.5日 | クレーン・デリック、移動式クレーン、揚貨装置の運転士免許所持者 床上操作式クレーン又は小型移動式クレーン技能講習修了者 | |
| | 18時間 | 3日 | クレーン・デリック、移動式クレーン、揚貨装置の特別教育修了証を有し、6ヶ月以上の経験があるもの 鉱山にてつり上げ荷重5トン以上のクレーン、移動式クレーンの業務経験が1ヶ月以上(事業主証明が必要) | |
| 小型移動式クレーン | 20時間 | 3日 | 全科目(免除なし) | H27. 2. 26~2. 28 |
| | 16時間 | 2.5日 | クレーン・デリック、揚貨装置の運転士免許所持者 床上操作式クレーン又は玉掛け技能講習修了者 | |
| | 17時間 | 3日 | 建設機械施工技術検定1級合格者で、ショベル系又は基礎を選択された方 建設機械施工技術検定2級合格者で、第2種もしくは第6種に該当される方 車両系建設機械(基礎工用)運転技能講習修了者 | |
| ショベルローダー等 | 35時間 | 6日 | 全科目(免除なし) | H27. 3. 2~3. 7 |
| | 31時間 | 5日 | 大型特殊自動車免許(カタピラ付限定)又は普通・中型・大型自動車免許所持者 | H27. 3. 2~3. 6 |
| | 11時間 | 2日 | 大型特殊自動車免許(限定なし)所持者 大型特殊自動車免許(カタピラ付限定)又は普通・中型・大型自動車免許所持者で1トン未満の特別教育終了証を有し、3ヶ月以上の経験がある者(事業主証明が必要) | H27. 3. 5~3. 6 |

講習場所

(有)道南総合自動車教習所 TEL 0138-46-3251
函館市石川町149-18(函館運転免許試験場手前向かい)

※受講者が上記講習場所へ通学し受講します。(交通費等の旅費は受講者負担)



申込み方法

まずは、下記事務局(江差町役場追分商工観光課)へお問い合わせください。
受講について事前にご相談(お申込み方法などご説明します)いたします。

●お申込みには下記の書類が必要となりますのでご確認ください。

1. 季節労働者と確認できるもの

①雇用保険の被保険者種類が「短期雇用特例被保険者」として雇用されている方

- a. 雇用保険資格取得等確認通知書(被保険者通知用)・雇用保険被保険者証
- b. 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会票による回答書

②現在離職者で、前職の雇用保険の被保険者種類が「短期雇用特例被保険者」として雇用されていた方(平成25年4月1日以降の離職者)

③現在離職者で、直前の離職で被保険者種類が一般の被保険者であり、失業給付の受給資格を満たしていない方で、前々職の雇用保険の被保険者種類が「短期雇用特例被保険者」であった方(平成25年4月1日以降の離職者)

- a. 雇用保険被保険者離職票(1・2)
 - b. 雇用保険特例受給資格者証
 - c. 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会票による回答書
- a、b、c いずれかを提出してください

2. 技能講習のコース選択に必要なもの

- ①運転免許証
- ②技能講習修了証

受講までの流れ

協議会と
事前相談

協議会へ
申込書提出

協議会から受講
承認書が届く

教習所で受講
手続きをする

受講

受付期間

平成27年1月6日(火)～1月30日(金)

※希望者多数の場合は事前相談受け付け順になりますのでご了承ください。

お問い合わせ・お申込み先

南檜山地域通年雇用促進支援協議会

(事務局)

江差町役場追分商工観光課

〒043-8560 檜山郡江差町字中歌町193-1

TEL0139-52-6716 FAX0139-52-5666

